破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１８６号
函館市本町36番23号
債務者　後藤　　一
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１９３号
函館市乃木町７番17号　ＡＰ雅荘201
債務者　福井　吉枝
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６０号
大阪市旭区大宮４丁目19番21号　大宮裕基館403
債務者　大都　　元
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３号
大阪府東大阪市小阪１丁目12番12―303号
債務者　田中　勝美（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２７６号
大阪府高槻市奈佐原２丁目14番15―513号
債務者　野崎　裕司
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２８８号
大阪市城東区諏訪４丁目７番６号レジナハイツ諏訪401号
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２７号
大阪市生野区舎利寺１丁目６番３号　シャーメゾンドエル101号
債務者　村田正美こと加藤正美こと　金　　正美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６７号
大阪府高槻市登町21番Ｂ34―306号
債務者　中井　和人
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２４号
大阪市福島区大開１丁目９番13号エスポワール野田阪神201号、前住所大阪市住之江区新北島２丁目２番29―703号
債務者　坂下　正美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７２０号
大阪市城東区中浜１丁目９番12号
債務者　内山　智子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７８５号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番10―1105号
債務者　脇　　卓司
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２号
千葉県大網白里市北横川278番地23
債務者　佐々木利香
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第８０号
千葉県大網白里市南今泉3776番地２
債務者　山田　英二
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
埼玉県川越市清水町14番地13　コーポエトワール106号室、前住所埼玉県川越市大字下赤坂641番地４　サンシティ赤坂Ｃ―101号室
債務者　小池　可奈（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８６号
埼玉県入間市東町４丁目３番６号　第２すみれ荘201
債務者　西貝　澄栄（旧姓増岡）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２８８号
埼玉県飯能市大字坂石町分167番地３
債務者　笠原　和明
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０３号
埼玉県坂戸市大字赤尾803番地２
債務者　荒井　幸一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１１０号
岡山県笠岡市美の浜32番地15　ハイツサンシャイン８―106
債務者　山城富士子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係